

令和4年9月6日
DX推進担当部
DX推進担当課

DX推進委員会の設置について

主旨

全庁的にDXを推進する体制として、「DX推進委員会」を設置したので、別紙のとおり報告する。

DX推進体制について

令和4年9月 DX推進担当部

DX推進体制について（DX推進委員会の設置）

＜令和4年度～推進体制＞

令和2年度～3年度 「デジタル戦略PT」
世田谷区基本計画推進委員会の部会として、今後のDXの方向性を議論



「DX推進委員会」の設置

昨年度までの「デジタル戦略プロジェクトチーム」を改組し、DX担当副区長をCDO（チーフデジタルオフィサー）として、部長会メンバーによる「DX推進委員会」を設置（令和4年8月18日付）

DX推進委員会

委員長（最高デジタル責任者：CDO）：
政策経営部（DX推進担当部に限る。）を担任する副区長
副委員長：その他の副区長、教育長
委員：部長会メンバー
事務局：DX推進担当課

DX推進委員会の検討内容等は、適宜、議会、区民、庁内に向けて発信する。

「DX推進委員会」のもと、**組織横断的な課題解決のためにPTを設置する。**

組織横断的な課題例（PTイメージ）

※PTの枠内において、実際には細かいタスク単位で即実行～完了のプロセスを積み重ねる。

DX人材育成・確保

ICT執務環境

オンライン手続き

オンライン相談

庁内オープンデータ

リモートワーク

⋮

⋮

DX推進担当部（エンパワーメント・全庁的マネジメント）

(参考)DX推進委員会設置要綱

○世田谷区DX推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 世田谷区DX推進方針の実現を図るため、世田谷区DX推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 世田谷区DX推進方針に関すること。
- (2) DXの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、DXの推進に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長は政策経営部（DX推進担当部に限る。）を担任する副区長を、副委員長は委員長以外の副区長及び教育長を、委員はその他部長会の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長を、区におけるDXの推進を庁内横断的に統括する最高デジタル責任者とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 委員会から指示された事項を調査し、検討するため、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。

- 2 PTは、検討事項に関係する所属の職員をメンバーとし、委員長が選任した者をもって充てる。
- 3 PTにリーダーを置き、当該PTを構成するメンバーの中から委員長が選任した者をもって充てる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、DX推進担当部DX推進担当課において処理する。

- 2 PTの庶務は、当該PTを構成するメンバーの属する所属の中から委員長が指定した所属において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びPTの運営に関し必要な事項は、DX推進担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3世デ改第70号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月18日4世DX第307号）

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。